会津漆器産業従事者支援補助金運用基準

（令和６年３月29日決裁）
（令和７年３月31日決裁）

１　運用基準の趣旨

この基準は、会津漆器産業従事者支援補助金交付要綱（令和６年３月29日決裁。以下「要綱」という。）に基づく、補助金の交付決定において、市の円滑な運用と事務手続の透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

２　補助事業者の定義・範囲

要綱第２条及び第３条並びに要綱別表第１及び別表第２に定める交付対象者にかかる定義及び要件について、特に定める事項は、以下のとおりとする。

⑴　会津漆器産業従事者（以下「産業従事者」という。）

会津若松市内に主たる事業所や作業場等を有しており、かつ、市に対して市税の納付義務を有する法人及び個人とする。

⑵　会津漆器産業従事者のグループ

ア　グループの構成員に産業従事者が１者以上いる場合、それ以外の者については、産業従事者であるか否かは問わないものとする。

イ　交付申請におけるグループの代表者は産業従事者とし、グループの構成員については、名簿等の提出をもって確認する。

３　交付申請及び実績報告時の提出書類について

⑴　納税証明書

ア　交付申請時に提出する納税証明書については、滞納処分を受けたことのない証明の提出を求める。証明の期間については、現年度に加えて過去３年度分とする。

イ　産業従事者のグループによる申請の場合、グループの構成員のうち、市内に住所を有する者については、産業従事者であるか否かを問わず、納税証明書の提出を求めることとする。

⑵　事業実績書

事業の適切な実施を確認できる資料（写真、広告物等）の提出を求める。

⑶　収支決算書

ア　補助対象経費をはじめ、補助金額の算定に関わる経費とその使途が確認できる領収書等の提出を求める。

イ　事業実施中に発生した突発的な費用（修繕費やトラブルの解決に要した費用）は補助対象経費と認めない。また、補助事業者がそれらの費用を補助対象経費と共に精算する場合は、領収書等でその区別を明確にしなければならない。

４　補助金の交付の制限

⑴　市補助金との併給調整

交付を受けようとする当該補助事業が、組合が行う事業により、会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着支援事業補助金（以下「育成支援事業等補助金」という。）の交付を受けるものと事業内容が同一又は類似性が高い、若しくは交付の申請をする経費について育成支援

事業等補助金との関連性が高いと判断される場合は、要綱別表第３備考によらず、当該事業費の全額を補助対象経費として認めないこととする。

＜参考＞

ケース１ ： 事業内容が同一

◎具体例　「自立支援事業」により、展示会出展した際の旅費 60,000 円について

①育成支援等補助金による旅費への補助として

60,000 円 × 育成支援等補助金の補助率 2/3 ＝ 40,000 円の補助（予定含む）

②上記の自己負担額 20,000 円について、当該補助金の交付申請を認めない。

20,000 円 × 当該補助金の補助率 1/3 ＝ 6,000 円の補助を受けることは不可

ケース２ ： 事業内容が類似

◎具体例　「育成支援事業」により、熟練した職人による技術指導を所定の時間受けているが、所定以上の時間において、別途異なる技術・技法等の指導を受けるために、当該補助金により報償費の申請があった場合

①育成支援等補助金により、1 件 1 名につき、研修講師謝謝金 400,000 円を補助

講師単価　6,200 円（半日） × 週 5 日 × 9 月間 ＝ 1,116,000 円

②上記に加えて、当該補助金により 同期間で週 1 日、半日の技術指導を受ける場合の経費（報償費）の交付申請は講師が同一人物であるか否を問わず認めない。

講師単価 6,200 円（半日） × 週 1 日 × 9 月間 ＝ 223,200 円について

223,200 円 × 当該補助金の補助率 1/3 ＝ 74,000 円の補助を受けることは不可

ケース３ ： 事業内容の関連性が高い

◎具体例　「自立支援事業」により、展示会出展した際の旅費 60,000 円について補助交付があったが、前述の展示会の出展料 100,000 円については、補助対象経費であるものの申請に含めていなかったため、当該補助金により上記の展示会の「出展料」の補助申請があった場合

①育成支援等補助金により、旅費と出展料を補助した場合

（60,000 円 +100,000 円）× 育成支援等補助金の補助率 2/3 ＝ 106,000 円の補助

②当該補助金により出展料を補助した場合 （別途、育成支援等補助金の申請あり）

100,000 円 × 当該補助金の補助率 1/3 ＝ 33,000 円の補助に、育成支援等補助の旅費補助 40,000 円を加えると 73,000 円となるが、これを認めない。　33,000 円の補助を受けることは不可

当該補助金と比較して、育成支援等補助金の補助率に優位性があるため、事業内容から一連の経費と判断され、かつ育成支等補助金の補助対象経費となるものについては、育成支援等補助金による補助を優先する。

⑵　他団体からの補助金等の取扱いについて

ア　補助事業者が補助事業を実施するに当たり、国、県、民間団体等による補助事業を併用することを可能とするが、漏れなく正確に収支予算書及び収支決算書に金額を記載し、「併用する補助金」の補助対象経費等を明らかにする資料の提出を求めること。

イ　この場合、「当該補助金」の補助対象経費は、「併用する補助金額」を控除した金額とする。ただし、「当該補助金」の補助対象外経費のいずれかが「併用する補助金」の補助対象経費に含

まれる場合、その分に対する「併用する補助金額」は控除しない。

＜参考＞

ケース１ ： 「当該補助金」と「併用する補助金」の補助対象経費が一致している場合

以下の算式で補助金額を算出する。

補助金額 ＝ （ 補助対象経費 ― 併用する補助金額 ） × 所定の補助率

（補助対象経費 ― 併用する補助金額）：控除後の補助対象経費

ケース２ ： 「当該補助金」と「併用する補助金」の補助対象経費が異なる場合

以下の手順で補助金額を算出する。

① 「併用する補助金」の補助対象経費に含まれる「当該補助金」の補助対象外経費を抽出する。

② ①で抽出した経費を「併用する補助金」の補助対象経費から除いた上で、「当該補助金」の補助対象経費から控除する金額を算出する。

③ ②の額を「当該補助金」の補助対象経費から控除し、補助金額を算出する。

（ケース２の具体例）

① 「併用する補助金」に「当該補助金」の補助対象外経費（食糧費）が含まれていることを確認

当該補助金	補助対象経費	金額
	会場使用料	150,000
	謝礼	30,000
	―	―
	合計	180,000

併用する補助金	補助対象経費	金額
	会場使用料	150,000
	謝礼	30,000
	食糧費	3,000
	合計	183,000

②「消耗品費」を除いた場合の「併用する補助金額」を算出する

併用する補助金の補助対象経費	金額
会場使用料	150,000
謝礼	30,000
食糧費	3,000
補助対象経費計	183,000
183,000円×併用する補助金の補助率2/3 併用する補助金額：122,000円	

併用する補助金の補助対象経費（消耗品費を除く）	金額
会場使用料	150,000
謝礼	30,000
食糧費	~~3,000~~
補助対象経費計	**180,000**
180,000円×併用する補助金の補助率2/3 併用する補助金額：**120,000円**	

③ 120,000円を「当該補助金」の補助対象経費から控除した上で、補助金額を算出する。

当該補助金額 ＝ （180,000円 ― 120,000円）× 当該補助金の補助率 1/3

⇒ 当該補助金は、20,000円を補助額とする。

(3) 補助事業者に市税の滞納があった場合

ア 共通事項

補助金の交付申請書及び実績報告書の提出時において、補助事業者に市税の滞納が確認された場合は、補助金の不交付の決定若しくは交付の決定の取消し又は変更（以下「交付制限措置」という。）を行うことができる。

イ 産業従事者のグループの取扱い

グループの構成員の一部に市税の滞納があった場合は、以下の例により、交付制限措置を行うこととする。

＜参考＞

◎申請例

５名のグループ（うち市税の滞納者２名）で、展示会出展のため出展料（250,000円）と旅費（50,000円×5名分）の補助交付申請があった場合

滞納者がない場合の補助金額 ＝ 補助対象経費 × 当該補助金の補助率

◎具体例　500,000円 × 1/3 ＝ 166,000円が補助金額となる（1,000円未満切り捨て）

ケース１ ： グループの代表者(組合員)以外の者が滞納者である場合

補助金額 ＝ 滞納者がない場合の補助金額 × 滞納者以外の者の数を構成員の総数で除した数

◎具体例　166,000円 × 3/5 ＝ 99,000円を補助額とする（1,000円未満切り捨て）

ケース２ ： グループの代表者(組合員)が滞納者であり、かつ、他の構成員に滞納のない組合員が不在の場合

交付申請があった場合は、原則不交付の決定とする。

ケース３ ： グループの代表者(組合員)が滞納者であるが、他の構成員に滞納のない組合員がいた場合

グループの代表者が滞納者である場合の申請は、原則不交付の決定とする。ただし、他の構成員に滞納のない組合員がおり、代表者を滞納のない組合員に変更しての申請については、下記により補助金額を算出する。

補助金額 ＝ 滞納者がない場合の補助金額 × 滞納者以外の者の数を構成員の総数で除した数

◎具体例　166,000円 × 3/5 ＝ 99,000円を補助額とする（1,000円未満切り捨て）

⑷　交付申請の時期・回数

同一の補助事業者による複数回の交付申請については、他の交付申請者との均衡を著しく失することのないよう、補助事業の内容、補助対象経費の金額、当年度予算の残額等を総合的に鑑みて、２回目以降の申請時期や回数に制限を設けることができる。

５　経費区分について

各経費区分の内容・範囲等については、当該年度の補助金の募集を行う際に付す、補助対象経費一覧（以下「経費一覧」という。）によるところとする。経費一覧については、適時の見直しにより、産業従事者支援に寄与するものとなるよう努めなければならない。

附　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。